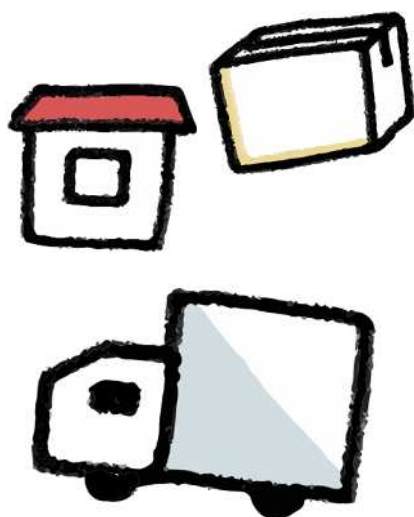




【転居費用補助】

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～



令和8年7月改定

海老名市役所
生活支援課



住居確保給付金（転居費用補助）とは

住居確保給付金（転居費用補助）（以下「転居費用補助」といいます。）とは、離職、自営業の廃業（以下「離職等」といいます。）又は就労機会の減少などにより、離職と同程度の状態になり経済的に困窮し、住居を喪失又は住居を喪失するおそれのある者に対し、住宅の確保又は家計改善のための転居支援を行います。

※居住用物件所有の有無は問いません。

家計改善支援を受けることが必須です

転居費用補助については、市が実施する家計改善支援を受けていただき、転居することにより家計が改善されることを確認する必要があります。確認後、転居費用補助の申請に必要な「要転居証明書」を発行します。

支給上限額

支給上限額は、生活保護法による住宅扶助基準額に基づく額に3を掛けた額となります。また世帯数に応じて上限額も変わります。

① 支給額：下記を上限として実費を支給します。（市内転居時の参考上限額）

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯以上
上限額	123,000円	147,000円	159,000円

※申請者の状況に応じて別基準の適用となる場合があります。

② 支給方法：大家等への代理納付を原則とします。

転居費用補助を受けるには、 次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の金額以下である（収入には、公的給付等も含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	90,000円	＋家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	131,000円
2人	132,000円		181,000円
3人	159,000円		212,000円
4人	197,000円		250,000円
5人	235,000円		288,000円
6人	273,000円		330,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにする者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産基準額
1人	486,000円
2人	744,000円
3人	954,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 家計改善支援事業又は自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- A) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- B) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 申請日において、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される者でないこと。

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体・精神・療育各種福祉手帳、健康保険の資格確認書等、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、個人番号カード等のいずれかの写し
- ③ 申請者の世帯収入が申請日から起算して2年以内に著しく減少したことを確認できる書類の写し
- ④ 世帯収入が著しく減少する直前に、申請者と同一世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑤ 申請者等の金融資産関係書類（申請者等の申請日時点の金融機関の通帳等全部の写し）
- ⑥ 家計改善支援事業等における要転居証明書
- ⑦ 支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し
- ⑧ その他、審査に必要な書類等があれば海老名市役所生活支援課（以下「生活支援課」といいます。）から提供を求めることがあります。

対象経費

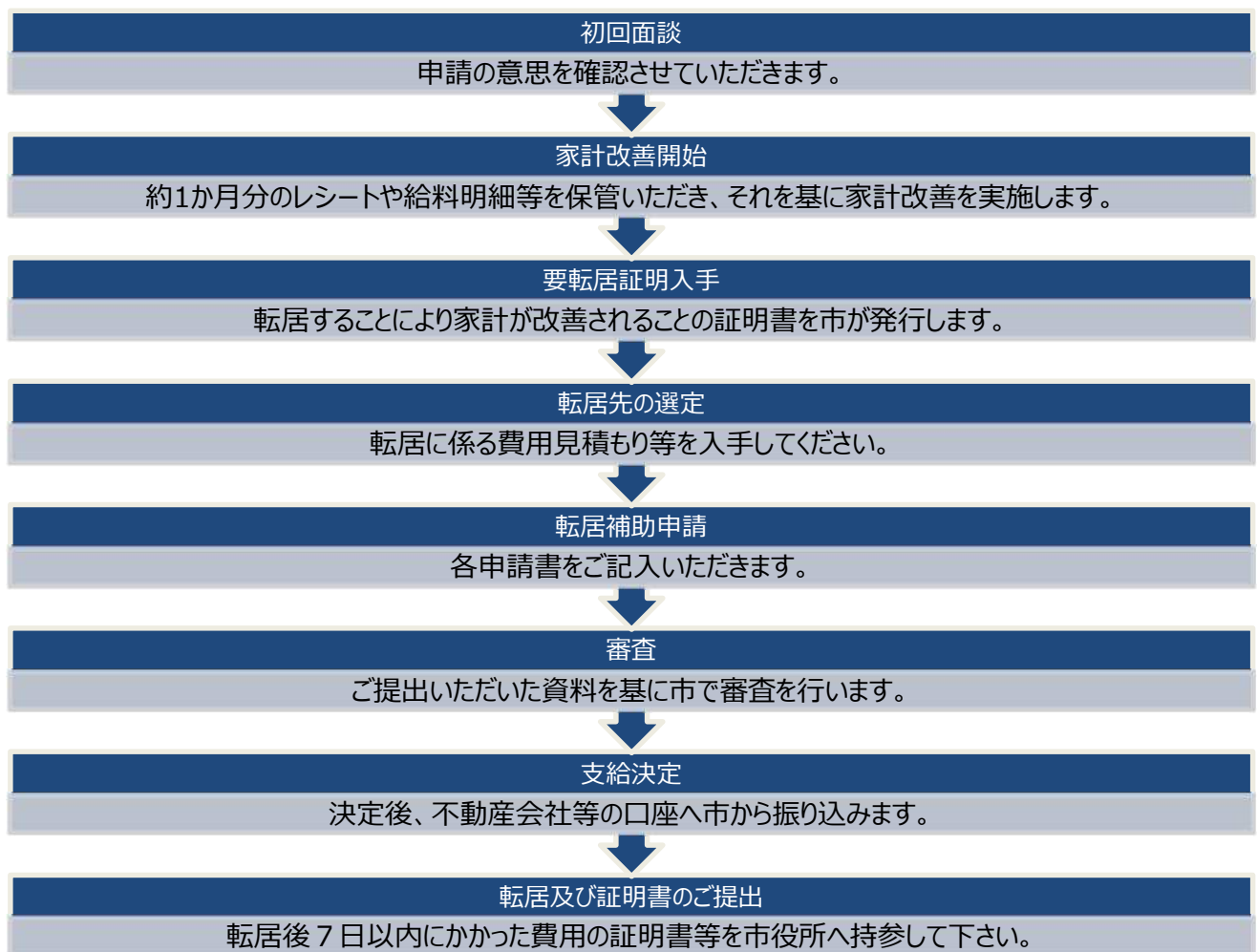
支給対象となる経費は次の項目になります。

- ◆ 家財等の運搬に要する費用
- ◆ 転居先の住宅に係る初期費用のうち、礼金、仲介手数料、保証料及び保険料
- ◆ 原状回復費用
- ◆ 鍵交換費用

※敷金、前家賃、家財や設備の購入費用等は対象外です。

受給までのおおまかな流れ

それぞれの項目の詳細は次ページより記載します。



転居費用補助の申請から決定まで

◆ 家計改善事業の実施

- ・ 家計改善を受け、転居をすることによって家計全体の支出の削減が見込まれることを確認します。
- ・ 転居することが家計改善につながると判断された場合、要転居証明書を発行します。

◆ 申請

- ・ 申請に必要な書類を用意し、生活支援課へ持参します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、転居費用補助の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
- ・ 転居費用補助対象経費（敷金等）などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。

◆ 転居費用補助の追加確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、生活支援課に提出してください。

◆ 転居費用補助の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み・・・9ページご参照ください。

- ・ 敷金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。

◆ 転居費用補助の支給

- 不動産会社等の口座に市より転居費用補助給付金を振り込みます。
- 不動産会社等に振り込まれたかの確認をしてください。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 転居費用補助給付金が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 転居後の手続き

- 転居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、住居確保報告書を生活支援課へ提出してください。
- 事前見積もり等により支給している補助（原状回復費等）について、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）を生活支援課へ提出してください。

住居確保給付金（家賃補助）の併給が可能です

- ◆ 転居後、一定の条件を満たせば住居確保給付金（家賃補助）を受給することが可能です。（詳しくは住居確保給付金（家賃補助）のしおりをご確認ください）

再支給が可能です

- ◆ 転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡や離職により世帯収入が減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過しているなどの一定の条件を満たす場合、再支給が可能です。

補助金を返還していただく場合があります

- ◆ 転居補助給付金の給付時に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について返還していただくこととなります。

支給額を変更する場合があります

- ◆ 以下の場合、支給額の変更をすることがあります。
 - ・ 見積もり等を基に支払いを行った対象経費について、実際に要した費用が支給額を上回っていた場合、それが対象の経費であることかつ、支給額の上限額以内であれば追加支給が可能です。
 - ・ 見積もり等を基に支払いを行った対象経費について、実際に要した費用が支給額を下回っていた場合、費用の返還をいただく必要があります。

(参考)

社会福祉法人 社会福祉協議会の貸付制度

入居に関わる「初期費用」や、家賃補助受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の貸付制度を申請することが可能です。
※詳細は、社会福祉協議会へご相談をお願いいたします。

生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- ・ 住宅入居費 : 400,000円以内
- ・ 生活支援費 : 2人以上世帯/月200,000円以内
(単身/150,000円以内)
- ・ 一時生活再建費 : 600,000円以内

緊急小口資金

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付

貸付限度額 : 100,000円

返済期間 : 12カ月以内（据置期間 : 2カ月以内）

ご相談受付先

社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

住所 : 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1（海老名市役所内西棟）

電話 : 046-235-0220

受付時間 : 8時30分から17時15分まで（土日祝年末年始休み）

あなたのお悩みごとは何ですか？

どうしたらよいか一緒に考えます。



生活全般の相談

生活でのお困りごとがある場合は、まず相談をしてください。相談員がお話をうかがい、あなたが自立した生活を営むための最適な支援プランについて一緒に考えていきます。



お住まいの支援

離職や減収によって賃貸の住居を失う恐れのある方に、就労支援を併用して住まいと職の安定をめざします。



家計の支援

家計の収支を「見える化」して問題点を把握し、一緒に改善していきます。



お仕事の支援

離職だけでなく、増収に向けてのダブルワーク等についても支援します。
また、履歴書の書き方、面接のロールプレイングなどをおして選考に備えます。

お仕事から遠ざかっていた方



なかなか就労機会が得られず間があいてしまった方や、ひきこもりなどによって就労経験がない方などに、日常生活や社会に必要な習慣や知識などの習得、就労体験などの支援をします。

《日常生活支援》

規則正しい生活習慣や掃除・洗濯などといった生活の技を習得します

《社会生活支援》

社会でのマナーやコミュニケーションを学びます

《就労自立支援》

就労体験などをおし、就労の定着をめざします



ひきこもり支援

ひきこもり状態の方やそのご家族・関係者の方の支援を行い、その方に適した自立について支援します。

アウトリーチ支援

精神保健福祉士の資格をもった支援員が、ひきこもりなど支援につながっていない方やご家族などの相談支援を行います。※詳細は裏面をご覧ください。



他の機関 社会福祉協議会 市役所の他課など

生活保護・税金・保険・年金など専門的な相談や、資金の貸付、滞納整理などについて、市役所内外の関係機関につなぐお手伝いをします。

相談・お問い合わせ

保健福祉部生活支援課自立支援係
(海老名市役所西棟)

住 所 海老名市勝瀬175-1

電 話 046-235-9015

相 談 9:00~12:00

13:00~17:00

※土日祝日・年末年始除く

予約不要ですが、時間に余裕をもってご来庁ください。

